

北九州市経営改革大綱

平成18年6月

北九州市

はじめに

北九州市では、少子高齢化や地方分権の進展など地方自治体を取り巻く社会・経済環境の変化に対応するため、「仕事シェイプアップ作戦」や「北九州市行財政改革大綱」に基づく不断の改革を通じ、約2,700項目について約650億円の見直し効果をあげてきました。現在は、平成16年4月に策定した「北九州市新行財政改革大綱」の下で「民間でできることは民間に委ねる」ことを徹底するなどにより、平成16年度だけで約140項目の見直しを行い、約80億円の削減などの効果をあげています。また、昭和62年以降、職員数も約2,200人削減しています。

このように、徹底した行財政改革等に取り組んできた結果、これまで財政の健全性を維持してきました。しかし、今後の財政状況は、歳入面では、景気回復に伴う市税収入の一定の伸びはあるものの、全国的に地方交付税が大幅に削減される見込みであり、また、歳出面でも、少子高齢化に伴う行政需要や公債費が増加するため、歳出一般財源が歳入一般財源を上回ることは確実です。

したがって、この歳出と歳入のギャップを是正し、財政の健全性を維持するためには、到達目標を明確にした上で、さらなる行財政改革を推進する必要があります。

一方、地方行財政全体に目を転じれば、本格的な地方分権時代を迎え、住民に最も身近な地方自治体が住民のニーズに応じた政策を自ら決定し実行することが、これまで以上に求められるようになります。そのためには、自らの支出は自らの財源で賄うことが必要不可欠となり、最小の経費で最大の効果を得る行財政運営を行うことが重要となります。

今後は、住民・民間・行政など地域全体が知恵と工夫を結集して、「少子高齢社会対策」、「安全・安心なまちづくり」、「環境首都」などの最重要課題をはじめ、地域における行政を自主的かつ総合的に実施していかなければなりません。特に、本市は政令指定都市であり、市域における行政のうち市が実施可能な分野については、国や県任せにすることなく「市でできることはすべて市でやる」、つまり「完結的行政主体」（基本的に住民生活のすべての分野において責任の持てる行政主体）でなければなりません。

そのためには、今後もさらに徹底した歳入の確保と経費の削減を続ける必要がありますが、それによって行政施策・サービスの質が著しく低下することがあってはなりません。むしろ、行財政運営の仕組みを変革することにより、簡素・効率化と施策・サービスの品質管理を同時に高いレベルで実現させるべきと考えます。

したがって、ここに、今後の行財政運営の指針となる「北九州市経営改革大綱」を策定し、公平・公正なサービスを提供するとともに、簡素・効率化と行政施策・サービスの品質管理を目的とした「行政体制の最終型」とも言うべき新たな行財政システムの構築と徹底した改革を強力に進めてまいります。

目 次

行財政改革の基本的な考え方.....	1
1 今後の行財政運営.....	1
2 改革の基本姿勢.....	1
改革プログラム.....	3
1 政策マネジメントサイクルの確立.....	3
政策の実施から政策の評価・見直しへ	
(1) 政策マネジメントサイクルの確立と運用.....	3
(2) 実効性のある総合的な評価システムの構築.....	3
2 公民パートナーシップ(PPP)の活用.....	4
民間でできることは民間に委ねる	
(1) 民営化の推進.....	4
(2) 民間委託化の推進.....	4
(3) 指定管理者制度導入の推進.....	5
(4) 市場化テストの導入.....	5
(5) PFI等による民間活力の導入.....	5
(6) 市民・NPO等との協働の推進.....	5
3 業務と組織の改革.....	6
市民サービス向上を目指した業務・組織の改革	
(1) 満足度の高い市民サービスの提供.....	6
(2) ITを最大限に活用した業務・組織の改革.....	6
(3) 計画策定・評価・見直し機能の強化.....	6
(4) 実施機能の徹底した簡素・効率化.....	7
4 人事・給与制度等の改革.....	8
職員の意欲・能力を最大限に活用できる仕組みづくり	
(1) 職員数の削減と人件費総額の抑制.....	8
(2) 能力主義・成績主義の徹底と有能な人材の登用.....	8
(3) 職員の能力開発と能力・適性に応じた職員配置.....	8

5	公営企業・外郭団体の改革.....	9
	公営企業・外郭団体の自主性・自立性の拡大	
	(1) 公営企業の自主性・自立性の拡大.....	9
	(2) 特別会計の健全化.....	9
	(3) 外郭団体の自主性・自立性の拡大.....	10
6	持続的な都市経営を支える財政基盤づくり.....	11
	計画に基づく総合的なコスト管理と自主財源の確保	
	(1) 自主財源の確保・拡充.....	11
	(2) 広域を見据えた施策の展開.....	12
	(3) 総合的なコスト管理の推進.....	13
	改革の進め方.....	14
1	取り組みの期間と目標.....	14
	(1) 取り組みの期間.....	14
	(2) 主な数値目標等.....	14
2	取り組み方法.....	17
	(1) 推進体制.....	17
	(2) 進行管理.....	17
	具体的取り組み.....	19
1	政策マネジメントサイクルの確立.....	19
2	公民パートナーシップ（PPP）の活用.....	20
3	業務と組織の改革.....	26
4	人事・給与制度等の改革.....	34
5	公営企業・外郭団体の改革.....	37
6	持続的な都市経営を支える財政基盤づくり.....	42

< 参考：用語集（50音順） >

行財政改革の基本的な考え方

1 今後の行財政運営

今後の行財政運営においては、極めて厳しくなる財政状況の下で、分権型社会における「完結的行政主体」たる政令指定都市を目指し、

市民が安全・安心に利用でき、かつ、満足できる行政サービスの提供
最小経費で最大効果を創出し続ける行財政運営

という行政の使命を達成するため、地域全体の知恵と工夫を結集して、これまで以上に歳出の徹底した削減や歳入確保への努力と施策・サービスの品質管理を行っていく必要があります。

そのためには、計画策定・実施に重点を置きがちであった従来の仕事のやり方を改め、評価や見直しの機能を大幅に充実・強化させるとともに、プロセスや結果を市民に分かりやすく公表することが大切です。

このことにより、政策目的や課題・問題点、それに対する改善方法が地域全体で明確に共有され、市民と行政相互の理解の下で高品質の行政サービスと行財政の簡素・効率化が実現できます。

したがって、今後は、評価や見直しに力点を置いたこれからの「都市経営のモデル」とも言うべき新たな行財政システムを構築することにより、施策・サービスの品質管理・品質向上と行財政の簡素・効率化を同時かつ継続的に実現していきます。

2 改革の基本姿勢

改革に当たっては、以下のことを基本姿勢として取り組みます。

【政策の実施から政策の評価・見直しへ】

行政運営に当たり、計画策定（Plan） 実施（Do） 評価（Check）
見直し（Action）のマネジメントサイクル（PDCA サイクル）を確立するとともに、サイクルを通じた不断の改革を図る。

マネジメントサイクルの運用に当たっては、標準化された運用基準の下で、プロセスや結果を最大限に公表する。

政策の計画・実施に重点を置きがちであった従来の仕事のやり方を改め、市民や利用者の意見を取り入れた評価や見直しの機能を大幅に強化することにより、政策目的や課題・問題点、それに対する改善方法を明確にしつつ、施策・サービスの効果的・効率的な実施と品質管理を行う。

【市民の立場から行財政運営を実施する】

ライフスタイルや価値観が多様化する中で、これまでの「削るべきところは削り、強めるところは強める」という基本姿勢に基づきながら、「選択と集中」による行財政運営の実現を図り、多くの市民が満足できる行政サービスの提供を行う。

政令指定都市との比較のみならず、近隣市町村の状況や市民の立場から行財政運営を実施する。

【到達目標に基づき改革を実施する】

今後も厳しさを増す財政状況の中で健全な行財政運営を確保するため、中期的な財政収支見通しを把握した上で、歳入一般財源と歳出一般財源のバランスを図るための到達目標を設定する。

【民間でできることは民間に委ねる】

「民間に委ねることができないものは何か」という視点で検討し、施策・事業の見直しを行う。

行政の関与が必要な施策・業務については、最終的な責任は行政にあり、行政が品質管理を行うという前提の下で、事業の実施過程を中心に、民間委託化、指定管理者制度の導入をはじめ、PFI、市場化テスト、市民・NPO等との協働などの手法を徹底的に導入する。

【経営資源を最適化する】

能力主義・成績主義を徹底しつつ、職員の一層の意識改革やマネジメント能力の向上を図り、職員の能力を最大限に活用した人材登用・組織運営を行う。

今後見込まれる大幅な財源不足を踏まえ、社会状況の変化や市民負担の公平性などの観点から歳入の徹底した確保に努め、歳出に関しては、その必要性・有効性・費用対効果・実績などを評価して、常に見直しを行う。

改革プログラム

1 政策マネジメントサイクルの確立

政策の実施から政策の評価・見直しへ

限られた経営資源の中で、高度化・多様化する市民ニーズや政策課題に的確かつ迅速に対応しつつ、行財政の簡素・効率化と行政施策・サービスの品質管理・品質向上を実現していくためには、政策の計画・実施に重点を置くのではなく、評価や見直しまで含めた政策の管理（P D C Aのマネジメントサイクル）を行うことが重要です。

また、マネジメントサイクルの運用に当たっては、標準化された運用基準のもとで、そのプロセスや結果を最大限に公表します。

このことにより、行政施策・サービスの品質管理はもとより、市民への説明責任、意思決定プロセスの透明性の確保を図るとともに、コストや実績・成果の評価を通して、事業の改善や廃止など政策の不断の見直しを実施します。

(1) 政策マネジメントサイクルの確立と運用

限られた経営資源を最大限に活用し、行財政の簡素・効率化と高品質なサービスを同時に実現するための政策マネジメントサイクルを確立するとともに、事務・事業の改善や廃止など不断の改革を図るための運用を行います。その際には、市民への説明責任を確保する観点から、意思決定の透明性を図るとともに、コストや評価結果などについても公表します。

また、この政策マネジメントサイクルを意識した予算編成システムの構築や組織体制の抜本的な見直しを進めます。

(2) 実効性のある総合的な評価システムの構築

政策マネジメントサイクルを実効性あるものとして機能させ、行政施策・サービスの品質管理・品質向上を実現するため、総合的な評価システムを構築します。

2 公民パートナーシップ（PPP）の活用

民間でできることは民間に委ねる

市が実施している全ての施策や事務事業については、政策マネジメントサイクルの下で、引き続き、

社会情勢等の変化により役割を終えたものは廃止する

地域の自助・共助や民間事業者の動向などを踏まえながら、民間でできることは民間に委ねる

などの観点から見直しを行っていきます。

市が関与する必要性のない業務については、当然、廃止あるいは民営化を図ります。

また、市の関与が必要な場合でも、最終的な責任は行政にあり、行政が業務の品質管理を行うという前提の下で、施策の実施過程を中心に民間委託化、指定管理者制度の導入をはじめ、PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）、市場化テストなどの手法を徹底的に導入します。

さらに、市民・NPO等との協働により、地域の特徴を活かしたまちづくりを進めていきます。

これら公民パートナーシップ（PPP）の活用により、効率的な行政運営を進めます。

（1）民営化の推進

市が現在、直営や委託方式等で管理運営している事業や施設のうち、市が直接関与する必要がなく、しかも民間等で対応が可能なものについては、積極的に民営化を推進します。

例えば、保育所などについて民営化を進めるとともに、交通事業について、独立採算を徹底し、経営改善できない場合は民営化します。

（2）民間委託化の推進

市が行っている事業で、委託化により一層のサービスの向上が図られるもの、経費の低減が図られるもの、地域経済の活性化に寄与するものなどについては、積極的に民間委託化を推進します。

例えば、ごみ収集業務や学校給食調理業務の委託拡大を図るとともに、浄水場や環境工場などのプラント施設の運営業務、給与支給業務や情報システム運用業務など内部管理業務の委託化を進めます。

(3) 指定管理者制度導入の推進

公の施設について、利用者サービスの向上と管理経費の削減を同時に実現するために、積極的に指定管理者制度の導入を推進するとともに、管理運営状況を適切に評価し、さらなるサービス向上につなげます。

今後は、市が直営で運営している施設について検討を進め、積極的に指定管理者制度を導入します。

(4) 市場化テストの導入

これまで官が担ってきた公共サービスについて、官と民の両者が競争入札を行い実施主体を決める市場化テストの様々な業務への積極的な導入を検討していきます。

当面は、ガイドラインの作成など市場化テスト導入に向けた準備を行います。

(5) P F I 等による民間活力の導入

効率的で効果的な公共サービスを提供するため、今後の公用・公共用施設の整備に当たっては、民間の資金やノウハウを活用する P F I などの導入に努めるとともに、定期借地権を導入し未利用市有地の有効活用に努めるなど、民間の経営革新の手法を積極的に導入します。

(6) 市民・N P O 等との協働の推進

これからの保健福祉や環境、教育など多岐にわたる地域課題は、市民と行政が一体となって取り組む必要があり、市民や N P O、ボランティア団体等が力を出せる協働の仕組みづくりを行います。

例えば、市民活動サポートセンターなど公共施設運営における N P O との協働や公園、河川、海辺などの維持管理、地域防災、健康づくり、少年非行防止の取り組みにおける市民や地域団体との協働を進めます。

3 業務と組織の改革

市民サービス向上を目指した業務・組織の改革

行政サービスの質を向上させ高い市民満足を得るために、ワンストップの窓口体制などニーズを有している市民の立場に立った業務・組織の改革を行います。

さらに、これまで以上に市民の声を施策に反映する仕組みづくりに努めます。

また、IT（情報技術）を最大限に活用するとともに、計画策定・評価・見直し機能の強化、実施機能の徹底した簡素・効率化など政策マネジメントサイクルを意識した業務・組織の見直しを行います。

（１）満足度の高い市民サービスの提供

行政サービス情報等に関する電話による問い合わせに答える「北九州市コールセンター」の設置や区役所窓口の再構築など、市民の立場で発想し、多数の市民が満足できる行政サービスを提供します。

（２）ITを最大限に活用した業務・組織の改革

各種申請・届出等の電子化や電子入札の拡大など、ITを活用した行政サービスの向上と地域情報化による社会・経済活動の活性化に向けた取り組みを推進します。また、行政サービスの質の向上に向けて、市役所内部の情報システムを抜本的に見直し、事務および組織の簡素・効率化や意思決定の迅速化を図ります。

（３）計画策定・評価・見直し機能の強化

政策の計画、実施に重点を置きがちであったこれまでの仕事のやり方を見直し、政策マネジメントサイクルを確立し、計画策定・評価・見直し機能を強化します。

特に、評価・見直し機能を充実することにより、政策目的や課題・問題点とその改善方法を明確にし、施策・サービスの効果的・効率的な実施とサービスの維持・向上のための品質管理を図ります。

なお、評価にあたっては、市民や利用者の立場を重点に置いて実施します。

(4) 実施機能の徹底した簡素・効率化

ア 施設の廃止及び事務事業の見直し

政策マネジメントサイクルによる見直しの中で、公共施設を含め全ての施策や事務事業について、その内容や費用、効果などを徹底的に検証し、社会情勢の変化などによりその役割を終えたもの、同種の事業、サービスが他に存在するもの、本来行政が関わるべきでないものなどについては、市民サービスへの影響に配慮しながら、事業の廃止や見直しを行います。

例えば、八幡東勤労青少年ホームや山の上ホテル、職員住宅などの廃止を進めます。

イ 簡素・効率的な組織体制への見直し

今後、市が力を入れるべき業務を念頭に置き、管理部門の縮小など組織の再編を進めるとともに、区役所については、ITを活用して窓口部門など市民サービスに直結する分野のワンストップ化を進め、各種データ入力などの定型業務など統合できる分野は統合するなど、市民にとって分かりやすく、迅速な対応が図れる行政体制を整備します。

4 人事・給与制度等の改革

職員の意欲・能力を最大限に活用できる仕組みづくり

人材は、北九州市が今後発展していくために最も重要な財産であり、資源です。中でも市職員は、公務員としての高い倫理観と市の発展および市役所改革に対する強い意欲が要求されます。言い換えれば、業務に対する高いモラルを持ちつつ、常にモチベーションを維持・高揚しなければなりません。

そのため、客観性や公平性、透明性の高い勤務評定制度を整備し、勤務成績をよりの確に処遇へ反映させるなど、職員の能力、業績を最大限に活用した人事・給与制度の構築に取り組みます。

(1) 職員数の削減と人件費総額の抑制

行政の守備範囲の見直しに基づく民営化・民間委託化の推進や組織・機構の見直し、事務事業の見直し、さらには職員採用計画の見直しなどの取り組みを計画的に進め、平成17年度から平成21年度までの5年間で10.9%(1,060名)を目標に職員数の削減を図ります。

さらに、平成25年度には職員数を8,000人とすることを目標とします。

また、職員数の削減に加え、給与制度など見直しにより人件費総額を抑制します。

(2) 能力主義・成績主義の徹底と有能な人材の登用

職員の意欲と能力を最大限市民のために発揮する市役所づくりに向けて、客観性や公平性、透明性の高い勤務評定制度を整備し、勤務成績をよりの確に処遇へ反映させるなど、職員の能力、業績を一層重視した人事・給与制度の構築に取り組みます。

また、様々な行政課題に対応しうる多様な人材を確保するため、民間からの人材登用を推進します。

(3) 職員の能力開発と能力・適性に応じた職員配置

人事制度と研修制度との連携の強化や体系的かつ計画的な人事異動を行うことにより、専門分野に強い職員の計画的な育成など、能力・適性に応じた職員配置と職員の能力開発を進めます。

5 公営企業・外郭団体の改革

公営企業・外郭団体の自主性・自立性の拡大

公営企業、特別会計については、「企業会計・特別会計経営改善委員会」の最終報告（平成17年3月）を踏まえつつ、経費の徹底した削減や利用料金の適正化など、経営の健全化に向けた取り組みを推進します。

また、公営企業会計・特別会計への一般会計からの繰出金について、企業会計・特別会計の独立性の見地から縮減を推進します。特に、同種の民間事業者が存在している交通事業、病院事業は、今後の事業のあり方についての方向性を明確にした上で取り組みを進めます。

さらに、外郭団体については、指定管理者制度の導入や国で検討されている公益法人改革など取り巻く環境が激変していることから、設置目的や自主性・自立性の確保という観点からゼロベースで見直します。

（1）公営企業の自主性・自立性の拡大

公営企業会計への一般会計からの繰出金について、企業会計の独立性の見地から、国の示す基準以外の繰出金は原則的に廃止し、基準内の繰出金についても見直しを行います。

水道事業については、「水道基本計画」（平成18年3月策定）に基づき、事務の効率化を図り、安価な料金を維持しつつ、健全経営に努めます。

下水道事業、病院事業については、業務の見直しなどによる経営改善を図りつつ、適宜、経営状況などを踏まえながら、将来的な経営のあり方についても検討を進めます。

交通事業については、「市営バス事業経営改善計画」（平成18年3月策定）に基づき経営改善を進めるとともに、計画で定める目標や条件を達成できない場合には、民営化します。

（2）特別会計の健全化

特別会計については、「企業会計・特別会計経営改善委員会」の最終報告を最大限尊重しながら、各会計の設置目的や性格を踏まえつつ、民間委託化や業務の見直しなどによる経費の徹底した削減や、利用料金の適正化など、経営の健全化に向けた取り組みを推進します。

特に緊急な対応が迫られている競輪事業については、包括的な民間委託を導入するなど、抜本的な経営改善に努めます。

(3) 外郭団体の自主性・自立性の拡大

外郭団体については、指定管理者制度導入に伴い、これまで担ってきた公の施設の管理主体が民間事業者などにまで拡大されたことにより、設立目的の見直しが必要となってきたことに加え、国による公益法人制度改革が進められていることなどから、これまで以上の抜本的な改革に取り組めます。

具体的には、団体の必要性、団体が担うべき業務をゼロベースで再検証し、必要に応じて統廃合を行うとともに、自主性・自立性を拡大するために、市からの運営補助金の廃止および派遣職員の引き上げを視野に入れた見直しを進めます。

6 持続的な都市経営を支える財政基盤づくり

計画に基づく総合的なコスト管理と自主財源の確保

分権型社会において持続可能な都市経営を行っていくためには、財政基盤を強化することが不可欠です。このため、中期的な財政収支見通しを把握した上で、歳入一般財源と歳出一般財源のバランスを図るための取り組みを計画的に実施します。

具体的には、新たな税財源など収入の確保、市税など収納率の向上、使用料・手数料など受益者負担の適正化、公共工事や維持管理等のコストの削減、補助金等の見直しなどの取り組みを行います。

特に、市税や国民健康保険料、保育料、市営住宅家賃などの使用料などの滞納については、市民負担の公平や行政の信頼確保の観点からも、滞納債権に関する関係各局の連携や債権回収体制の強化などにより、徹底した債権管理に努めます。

(1) 自主財源の確保・拡充

ア 新たな税財源など収入の確保

標準税率を超える税率を定める超過課税、減免措置の見直しなどの課税自主権の活用については、財政基盤の強化や自己決定権の拡大という観点から、市民の意向を踏まえながら、「公平、中立、簡素」という税の基本原則や納税者負担のあり方にも配慮しつつ、積極的に検討を進めます。

さらに市のホームページへの有料バナー広告やネーミングライツの導入検討など、新たな収入増のための取り組みを進めます。

イ 市税等収納率の向上

市税や国民健康保険料、保育料、市営住宅家賃などの使用料等について、市民負担の公平や行政の信頼確保などの観点から、徴収体制の強化などの収納率の向上に向けた取り組みを推進します。

取り組みに当たっては、それぞれ収納率等の数値目標を定め、その目標達成に向けた取り組みを推進することを基本とし、特に高額・悪質な滞納者に対しては公平性の観点から、専門部局による財産の差押えや公売など法的措置による債権回収を強化します。

ウ 使用料、手数料等の適正化

行政サービスのうち、特定の者のみに提供するものについては、そのコストは基本的に使用料・手数料等の受益者の負担で賄うべきです。仮にそれらを全ての市民の負担となる市税などの公費で賄うとすれば、結果としてその行政サービスを利用する人と利用しない人で負担に不公平が生じることになります。しかし、実際には多くの場合、行政サービスの提供に必要なコストに対して、使用料・手数料等ではごく一部しか賄えておらず、大部分を公費で負担している状態となっています。また、使用料・手数料等の減免についても、施設等によって適用が異なっています。

したがって、負担の公平性を確保するために、行政サービスの提供に必要なコストについて、その行政サービスの公共性や受益性の度合いなどに応じて受益者負担と公費負担の適正な割合を設定し、使用料・手数料等の適正化を検討します。

また、使用料・手数料等の減免については、市としての統一的な適用基準の策定について検討します。

エ 市有財産等の有効活用、売却の促進

市民の貴重な財産である市有地や市有施設のうち、未利用となったものについては、公共施設の適正配置やまちづくりなど幅広い観点から活用策を検討し、他の公共目的への転用を進めるとともに、公共利用が見込めないものについては、積極的に売却処分や貸付けを行うなど、有効活用を図ります。

(2) 広域を見据えた施策の展開

全国的に「道州制」の議論が活発化している中、行政区域を越え広域にわたる行政課題に対して、効率的・効果的に対応するため、近隣の自治体との連携・協力は大変重要です。

このため、将来の地方自治体のあり方を視野に、福岡市や下関市をはじめとする近隣自治体と本市との間において、環境や消防、水道など広域的な課題に対する連携を強化します。

また、北九州都市圏の中核都市として、市民に身近な行政サービスにおける連携など、幅広い分野での連携・協力の強化を図り、効率的・効果的で質の高い行政サービスの提供に努めます。

(3) 総合的なコスト管理の推進

ア 維持管理コストの削減

道路や建物、設備、プラントなど公共施設の維持管理について、計画保全の推進や業務の集約化などによるランニングコストの削減を図ります。

例えば、橋梁やトンネルなど公共施設のトータルコストを削減するために長寿命化による維持管理手法を構築します。機械設備プラントについては、市内15箇所の下水道合流ポンプ場の遠隔・集中監視化に取り組みます。

また、建物の維持管理については、その委託内容などを総点検し、維持管理費の適正化を図ります。

さらに、これらの取り組みを強化するとともに、技術職員の育成を図るため、技術を統括する組織を新たに設置します。

イ 医療費の伸びの抑制

わが国の医療費は30兆円にも達し、今後もさらに増加していくことが確実な状況となっています。国民健康保険などの医療費が2,000億円を超えている本市にあっても、全国平均を上回る高齢化の進展と相俟って、今後も医療費の増加が予想されます。

この医療費の伸びを抑えるため、引き続き適正な受診の指導やレセプト点検を実施していくとともに、市民センターを拠点とした健康づくり事業や健康診査受診率の向上など「健康づくり」事業を中心とした保健医療の取り組みを積極的に推進します。

また、医療の現状と課題について、出前講演など、あらゆる機会を通して市民の理解を求めるとともに、関係者との連携を深め、全市を挙げて「健康づくり」に取り組む体制を整備します。

ウ 公共工事のコスト縮減

公共工事コストについて、設計の最適化や資材調達の最適化、事業のスピードアップの観点から公共工事の全てのプロセスを見直し、新たな縮減策からなる行動計画を策定し、さらなる縮減を図ります。

エ 補助金等の見直し

補助金等の目的や効果などを総点検し、社会情勢等の変化により役割を終えたもの、事業目的を達したと思われるもの、効果が低いと思われるものなどについては、廃止や縮小、統合を行います。

また、補助金等の新設や拡充については、スクラップ・アンド・ビルドやサンセット方式の徹底を図ります。

改革の進め方

1 取り組みの期間と目標

改革プログラムに沿った取り組みを着実に推進していくために、次のとおり取り組みの期間と目標を定めます。

(1) 取り組みの期間

短期的な取り組み

平成17年度(2005年度)から平成21年度(2009年度)までの5年間を集中取組期間として、具体的な数値目標を定め取り組みます。

中長期的な取り組み

集中取組期間終了後も、引き続き改革プログラムに沿った取り組みを進め、「行政体制の最終型」を視野に入れつつ、中長期的な視点で取り組みます。

(2) 主な数値目標等

職員数の削減

職員数10.9%(1,060人)の削減【平成17年度~21年度】

職員数8,000人の実現【平成25年度】

現行9,705人(平成17年4月1日現在)の職員数について、平成17年度から平成21年度までの5年間で10.9%(1,060人)を目標に削減を図ります。

さらに、平成25年度には、職員数を8,000人とすることを目標とします。

人件費総額10%の削減【平成17年度~21年度】

人件費総額(一般会計平成17年度見込み 738億円)について、平成17年度から平成21年度までの5年間で10%を目標に削減を図ります。

財源の確保

ア 超過課税等の実施

標準税率を超える税率を定める超過課税など、課税自主権の活用については、財政基盤の強化や自己決定権の拡大という観点から、市民の意向を踏まえながら、「公平、中立、簡素」という税の基本原則や納税者負担のあり方にも配慮しつつ、積極的に検討を進めます。

超過課税の継続実施

本市では、都市機能整備事業及び都市改造事業の費用の一部に充てるため、昭和51年10月から平成18年9月までの間、法人市民税の超過課税を実施しています。(現行超過税率：均等割は制限税率、法人税割は14.5%)

・超過課税の継続実施【平成17年度～21年度】

大都市の財政を支えるため、平成18年度10月以後も引き続き、法人に対して一定限度の超過負担を実施する方向で検討します。

法定外目的税の活用

本市では、平成15年度(平成15年10月1日施行)に産業廃棄物の埋立処分を対象とした「環境未来税」を創設し、様々な環境施策を推進するための持続的で安定的な財源を確保しています。

・環境未来税の継続実施【平成17年度～21年度】

平成15年度に創設した環境未来税について、平成18年度までは、暫定措置として、環境未来税の税率を1トン当たり500円として、課税していますが、平成19年度以降は、1トン当たり1,000円として、引き続き課税します。

イ 市税等収納率の向上【平成17年度～21年度】

市税や国民健康保険料、保育料、市営住宅家賃などの使用料等の滞納については、市民負担の公平や行政の信頼確保の観点からも、滞納債権に関する関係各局の連携や回収体制の強化など、徹底した債権管理に努めます。

- ・市税収入率を96.5%に引き上げ【平成17年度～21年度】
平成16年度決算で95.3%（政令市中第3位）の市税収入率を96.5%に引き上げることを目標に取り組みます。
- ・国民健康保険料収納率を95%に引き上げ【平成17年度～21年度】
平成16年度決算で93.3%（政令市中第1位）の国民健康保険料収納率を95%に引き上げることを目標に取り組みます。
- ・保育料収納率を95%に引き上げ【平成17年度～21年度】
平成16年度決算で94.3%（政令市中第2位）の保育料収納率を95%に引き上げることを目標に取り組みます。
- ・市営住宅使用料収入率を93.5%に引き上げ【平成17年度～21年度】
平成16年度決算で92.4%（政令市中第4位）の市営住宅使用料収入率を93.5%に引き上げることを目標に取り組みます。

ウ 未利用財産の売り払い等

市民の貴重な財産である市有地や市有施設のうち、未利用となったものについては、公共施設の適正配置やまちづくりなど幅広い観点から活用策を検討し、他の公共目的への転用を進めるとともに、公共利用が見込めないものについては、積極的に売却処分や貸付けを行うなど、有効活用を図ります。

- ・未利用地の10%削減【平成17年度～21年度】
未利用地（平成16年度末現在 119万 m^2 ）について、平成17年度から平成21年度までの5年間で、その10%を目途に削減を図ります。

2 取り組み方法

今後の改革を計画的かつ着実に推進するため、次のとおり、推進体制を整え、進行管理を行います。

(1) 推進体制

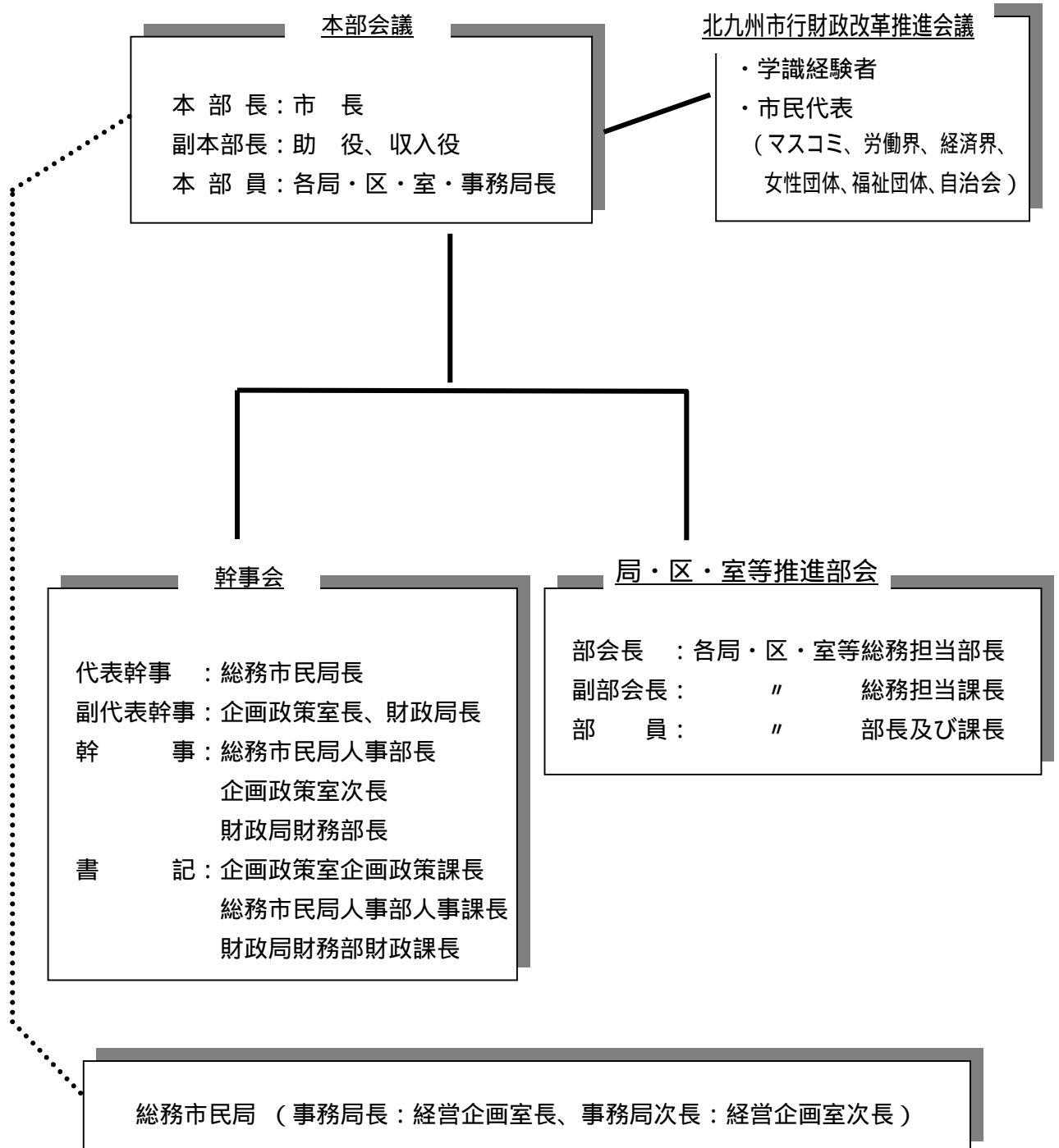
市長を本部長とする「北九州市行財政改革推進本部」の下で、職員一人ひとりの創意・工夫を改革に向けて最大限活用できるよう、全庁的な改革を推進するとともに、出前講演など市民のご理解とご協力を得られるよう積極的な活動を展開していきます。

(2) 進行管理

「北九州市経営改革大綱」における“改革プログラム”に沿った具体的な取り組み項目については、年度ごとに実施計画としてとりまとめ、その進捗状況を総括し、公表します。具体的な取り組み項目については、適宜、見直しを図ります。

また、数値目標については、今後の地方行財政制度の見直しなど社会・経済環境の変化を踏まえ、適宜、見直しを行います。

< 参考：北九州市行財政改革推進本部 >



具体的取り組み

1 政策マネジメントサイクルの確立 - 政策の実施から政策の評価・見直しへ -

NO	再掲	項目	内容
(1) 政策マネジメントサイクルの確立と運用			
1		新しい予算編成システムの構築	政策評価を活かしつつ、歳入に応じた歳出予算の編成を行う新しい予算編成システムを構築する。
2		技術統括機能の強化	各局に分散している公共工事のノウハウや技術を統合、発展させるとともに、工事品質の確保および工事コストや維持管理コストの縮減を図る。
3		北九州市立大学の独立行政法人化	教育研究の高度化・個性化や地域からの要請に応えるなど、大学本来の活力・機能を発揮できるようにするため、北九州市立大学を地方独立行政法人に移行し、自律性の高い機動的な大学運営を目指す。
4		北九州市立大学の運営体制の確立	独立行政法人化した北九州市立大学の自主性、自律性の高い運営体制の確立を図る。
5		建設局の執行体制の抜本的な見直し	建設局の執行体制について、行政の果たすべき役割の変化などの視点から、簡素で機動的な組織に向けて抜本的な見直しを行う。
6		建築都市局の執行体制の抜本的な見直し	建築都市局の執行体制について、行政の果たすべき役割の変化などの視点から、簡素で機動的な組織に向けて抜本的な見直しを行う。
7		港湾空港局の執行体制の抜本的な見直し	港湾空港局の執行体制について、行政の果たすべき役割の変化などの視点から、簡素で機動的な組織に向けて抜本的な見直しを行う。
(2) 実効性のある総合的な評価システムの構築			
1		新行政評価システムの構築	政策マネジメントサイクルを確立するという観点から、本市業務の計画策定・実施・見直し機能と評価が一体となった新しい行政評価システムを構築し、第三者評価を導入する。
2		指定管理者評価システムの構築	公の施設の管理を代行している指定管理者について、適正な管理が行われているかなど第三者委員会の設置を含め、多角的な視点から評価するシステムを構築する。

2 公民パートナーシップ（PPP）の活用 - 民間でできることは民間に委ねる -

NO	再掲	項 目	内 容
(1) 民営化の推進			
1		食肉センターのあり方の見直し	「食肉センター経営検討委員会」の答申を踏まえ、使用料の改定、民間ノウハウを活用した効率的運営、指定管理者制度の導入、民営化などの検討を行う。また、使用料改定などによる繰入金の削減を図るなど今後のあり方の見直しを行う。
2		保育所の適正配置の推進	「新新子どもプラン（H17～H21）」に基づき公立保育所の統合・民営化による運営の効率化を進めるとともに、老朽施設の改築、民間保育所の新規開設、延長保育や一時保育など多様な保育ニーズに積極的に取り組む。
3		福祉サービス第三者評価事業の実施評価部門の民間移管	福祉サービス（児童福祉施設等・障害福祉施設等）の第三者評価事業について、実地評価部門の民間移管を検討する。
4		交通事業の経営改善	「市営バス事業経営改善計画」（H18年3月策定）に基づき経営改善を進めるとともに、計画で定める目標や条件を達成できない場合には、民営化する。
5		高等理容美容学校の民営化	高等理容美容学校について、民間事業者の活用を含め、運営のあり方を検討する。
(2) 民間委託化の推進			
1		会計事務の効率化	本庁（会計室）と区役所（会計係）で行っている会計事務を集約化の上、事務の一部を委託化する。
2		広報事業のあり方見直し	広報室が主体となり市全体の広報活動をコーディネートする。また、市政だよりの作成業務については、さらなる委託化などの検討を行う。
3		技術系業務の見直し	技術系組織について、設計、積算、工事管理、監督、維持管理業務等の委託化などを推進する。
4		職員研修業務の委託化	職員研修業務の一層の効率化を図るため、委託研修を拡大する。
5		総務機能の見直し	各局区等の総務部門の機能（業務）を分析・整理し、真に必要な機能は強化し、その他の機能（業務）については廃止・外部委託・集約化などを行う。
6		庁舎管理事務の見直し	庁舎の維持修繕の仕様や入札・発注方法などを今まで以上に見直す。警備等業務の民間委託範囲を拡大する。

NO	再掲	項 目	内 容
7		給与支給事務の委託化	給与の支給事務を委託化する。
8		福利厚生事業の見直し	福利厚生事業を抜本的に見直すとともに、委託化などを進める。また、市職員等の保健事業の見直しやレセプト点検の強化に取り組み、医療費や保健事業費の削減に努める。
9		情報関連業務の委託化	システム運用業務等の情報関連業務を委託化する。
10		区役所業務の見直し・委託化	情報システムの再構築を前提として、区役所業務の抜本的な見直しを行い、ワンストップサービスの実現および業務効率化を図る。さらに、定型的な業務の委託化などを行う。
11		住民票等の郵便請求事務の見直し	7区の市民課で事務処理している住民票等の郵便請求事務（年間30万件以上）の委託化などを行う。
12		計量検査所定期検査業務の委託化	計量検査所における定期検査業務の一部を委託化する。
13		直営放課後児童クラブの委託化	昼間保護者のいない原則として小学校低学年（1～3年生）の児童に対し、適切な遊びおよび生活の場を与えて、これらの児童の健全な育成を図る放課後児童クラブのうち、市が直接運営している2クラブ（皿倉、黒崎）について委託する。
14		防疫業務の見直し	市が直接行ってきた防疫業務を見直し、年次的に駆除業務等を委託化するなど、相談指導業務を中心としたものに事業を整理する。
15		ごみ収集業務の委託比率拡大	現在、直営4：委託6である一般ごみ収集業務の委託比率を、平成19年度に3：7を実現する。
16		環境工場の管理運営の委託化	ごみ焼却工場の計量・プラット業務、室内清掃業務の委託化を平成18年度に新門司工場、19年度に皇后崎工場、20年度日明工場と順次実施する。
17		若戸航路の民間委託化	若戸航路の運航業務等を民間委託化するとともに、小倉航路の業務見直しを行う。
18		小倉競輪に係る実施事務の包括委託	競輪実施事務を包括的に委託することにより、実施事務の一層の効率化と集客・ファンサービスの向上を図り、競輪事業の抜本的な収支改善を推進する。

NO	再掲	項 目	内 容
19		渡船事業の見直し	若戸航路に引き続き、小倉航路について経営改善検討委員会の提言を踏まえ、補助航路に向けた財源確保や経費削減策など経営改善を図る。
20		農業行政の業務の見直し	民間活力の導入の観点から、農業行政全般の業務などを見直す。
21		浄化センターにおける検査業務の委託拡大	浄化センターにおいて、水質試験補助業務の委託を拡大するとともに、中央監視業務委託と一体化することにより、経費の縮減を図る。
22		港湾施設維持工事の見直し	東部および西部港湾工事センターで行っている港湾施設維持工事業務の委託化を拡大することにより、業務の迅速化および経費の削減を図る。
23		港湾管理運営業務の見直し	東部及び西部港営事務所における巡回等の定型的業務について、委託範囲を拡大する。 また、バース指定業務の一部を委託化する。
24		救急業務における民間活力の導入	緊急性の低い傷病者の搬送については、民間の患者搬送事業者へのシフト化を推進する。
25		浄水場における運転業務の委託化	井手浦浄水場の運転業務を委託化する。
26		断水業務の一部見直し	水道管布設工事に伴う断水業務のうち、断水の広報とバルブの開閉作業を請負工事に含める。
27		浄水場業務の見直し	浄水場の運転業務委託化や、葛牧浄水場の取水場化を進める。
28		給水業務の見直し	断水業務の請負化を推進するとともに、給水装置工事や管工事設計の見直しを検討する。
29		学校給食調理業務の委託化	市立学校における給食調理業務について、委託化を推進する。
30		埋蔵文化財発掘調査の民間委託化	埋蔵文化財の発掘調査について、民間発掘調査会社への委託化を検討する。

NO	再掲	項目	内容
(3) 指定管理者制度導入の推進			
1		公の施設の管理への指定管理者制度の導入	すべての公の施設について各施設の設置目的などを勘案しながら管理のあり方を検討し、準備が整った施設から順次指定管理者制度の導入を進めていく。
2		直営施設への指定管理者制度の導入	当面直営による運営を行うこととした公の施設について、課題を整理し、積極的に指定管理者制度の導入を進める。
3	再掲	指定管理者評価システムの構築	公の施設の管理を代行している指定管理者について、適正な管理が行われているかなど第三者委員会の設置を含め、多角的な視点から評価するシステムを構築する。
(4) 市場化テストの導入			
1		市場化テスト実施に向けたガイドラインの作成	これまで官が担ってきた公共サービスについて、官と民の両者が競争入札を行い実施主体を決める市場化テストを導入するため、ガイドラインを作成する。
(5) PFI 等による民間活力の導入			
1		P F I など民間活力の積極的な活用	公共施設の整備にあたっては、民間の資金、ノウハウを活用する P F I の積極的な導入を図るとともに、定期借地権を活用し、初期投資を可能な限り抑えることにより、街のにぎわいづくりや経費削減に努める。
2		PFI 手法によるプラスチック製容器包装選別施設の整備および運営事業	家庭ごみにおけるプラスチック製容器包装の分別収集に必要な「選別・圧縮・梱包・保管を行う施設の整備及び運営」について、民設民営（PFI）方式を導入し、経費の節減および効率化を図る。
3		企業誘致活動の強化に向けた民間活力（情報、専門的知識）の導入	民間人材の持つ情報や専門的知識などを活用し、企業誘致活動の強化を図る。
4		志井ファミリープールの民間活力を利用した整備の検討	老朽化が進み改修が必要となっている志井ファミリープールについて、民間の活力などを利用した整備の検討を行う。
5		学校改築事業への P F I 手法の導入	思永中学校と市民開放型屋内温水プールの整備、維持管理および運営について、P F I 方式を導入し、経費の削減およびサービスの向上を図る。
6		監査業務への民間活力の導入	監査水準の向上や機能の強化を図るため、専門的な知識や経験を有する公認会計士の採用を目指す。

NO	再掲	項 目	内 容
(6) 市民・NPO 等との協働の推進			
1		日本ガーディアン・エンジェルズとの協働による地域防犯対策の充実	まちの安全パトロール、青少年の健全育成活動および環境美化活動を行っているNPO法人「日本ガーディアン・エンジェルズ」の北九州支部設立に伴い、当該団体が運営する民間交番（セイフティ・センター）の支援や協働による防犯セミナーや、地域安全・安心リーダー育成講座等に取り組み、青少年非行対策や地域防犯対策の一層の充実を図る。
2		NPO、ボランティア活動の総合的な支援体制の整備	市民が安心してボランティア活動に取り組めるよう市が保険料を負担し、一定の補償を行う「市民活動保険」を創設する。 また、各種のNPO・ボランティア活動に関する情報の共有化・一元化を図るため、ITネットワークによる「市民活動ワンストップ情報システム」を導入する。
3		市民による自主防犯活動の促進	地域の自主的な防犯活動を促進するため、地域住民が結成する「生活安全パトロール隊」について、結成支援やパトロール車両に対する青色回転灯の設置支援等を行う。
4		NPOとの協働による「市民活動サポートセンター」の運営	NPO・ボランティア活動の支援機関である「市民活動サポートセンター」での実施事業をNPO法人へ委託する。
5		住民主体の地域づくりの促進	地域の課題を地域で解決する住民主体の地域づくりを促進するため、「まちづくり協議会の組織充実」や、「地域総括補助金の導入促進・内容充実」を図るとともに、まちづくり協議会を中心とした地域づくり活動を支援する。
6		住民主体の健康づくり運動の推進	地域における健康づくりの推進役である健康づくり推進員の会や北九州市医師会などの関係団体等と連携をとりながら、市民の健康寿命の延伸や生活の質の向上を目指した「百万市民健康づくり運動」を展開する。
7		市民参加による公園づくり	地域住民に身近な公園の整備にあたって、計画段階から住民自主参加方式によって事業を進め、市民ニーズに対応した公園づくりを行う。
8		市民との協働による道路の維持管理（道路サポーター制度）	道路の景観美化活動、維持・通報活動等、これまで主に行政が担ってきた道路の維持管理業務について、道路サポーター制度を構築し、市民との協働による実施を図る。

NO	再掲	項 目	内 容
9		市民との協働による街区公園の維持管理	街区公園の維持管理業務のうち、清掃や除草などについて、地元の公園愛護会との協働による実施を図る。
10		河川愛護団体との連携強化	河川愛護団体の設立支援および育成を図るとともに、河川除草等の団体への委託など連携を強化する。
11		市民参加型の水際線づくりの実施	港湾緑地や親水護岸など市民開放を目的とした水際線の整備に当たって、計画づくり・施設整備・施設利用の様々な段階で市民参加を図り、市民ニーズに対応した水際線づくりを実施する。
12		市民等と協働した洞海湾環境改善プロジェクトの実施	ムラサキイガイ、干潟、藻場などのさまざまな環境修復手法や市民が気軽に水辺に親しみ体験できる海辺の景観づくりなどに、市民や NPO 団体と協働で取り組み、洞海湾のさらなる水辺環境の改善を目指す。
13		地区安全担当制度における防災行政の推進	各消防署で実施している地区安全担当制度により、市民センター等との連携を図りつつ、自主防災組織の育成や防火訪問の充実など都市防災体制の充実・強化を図る。
14		応急手当普及啓発活動におけるボランティアとのさらなる連携	「北九州市救命ボランティアの会」との連携強化を図り、より地域に根ざした応急手当の普及啓発活動を行う。
15		少年非行防止の推進	福岡県、福岡県警等と連携し、地域、家庭、学校における非行防止の取り組みを進める。
16		家庭の教育力向上に向けた総合施策の推進	市民一人ひとりに家庭教育の重要性を知らせるとともに、子育てを社会全体で支える機運を醸成してく。

3 業務と組織の改革

- 市民サービス向上を目指した業務・組織の改革 -

NO	再掲	項 目	内 容
(1) 満足度の高い市民サービスの提供			
1		スポークスマン（広報官）の設置	市政全般に関するスポークスマン（広報官）を配置し、行事予定や市長スケジュールの説明および市長不在時の代理対応などを行うことにより、市民への的確な情報提供を推進し、市政に対する理解の促進を図る。
2		北九州市コールセンターの開設	市民サービスの向上を図るため、市民からの市政に関する問い合わせなどに一元的に対応する「北九州市コールセンター」を開設する。
3		市政ホームページの全面的リニューアル	ホームページ管理システムの導入により、市民が利用しやすく、職員にも管理が容易なホームページの実現を図る。
4		危機管理能力の向上	（仮称）「北九州市危機管理基本指針」に基づき、3ヵ年計画を定めて危機事象別の対応マニュアルの整備や関係機関との連携体制の構築など危機管理体制を充実・強化する。
5		消費生活センターのあり方の見直し	市民が相談しやすい体制を整えるため、消費生活センターを集約するとともに、各区役所に相談員を配置する。
6		戸籍事務の電算化	戸籍事務の迅速化、正確化、効率化を図るため、戸籍をデータ化し、戸籍事務および関連事務を総合的に電算処理する。
7		乳幼児医療費支給制度の見直し	通院費の支給対象者を小学校就学前までを目標として拡大を図る。
8		児童館の充実	地域における児童の健全育成や子育て支援、地域活動の拠点である児童館について、開設時間の延長や学校休業日の開館時間の繰上げ、障害児の受け入れ拡大を図る。
9		放課後児童クラブの開設時間の延長	共働き家庭の増加などに伴う利用者のニーズに対応するため、放課後児童クラブの開設時間の延長や障害児、小学校高学年児童の受け入れ促進を図る。
10		幼稚園と保育所等のあり方（幼保小連携）	幼稚園、保育所と小学校が連携し、就学前教育のあり方等を検討するとともに、幼児教育・保育を総合的に提供する「総合施設」設置の可能性について検討する。

NO	再掲	項目	内容
11		地域包括支援センターの創設	地域の高齢者の実態を的確に把握し、早期に必要なサービスにつなぐ総合的なマネジメント機能を持ち、地域ケアを包括的に支えていくための中核拠点として「地域包括支援センター」を設置する。
12		水道営業業務の見直し	水道お客さまコールセンターの業務を拡大する。
13		教育改革への取り組み	「教育の北九州方式検討会議」からの答申を踏まえ、教育特区などを活用した新しいスタイルの学校づくりを推進するとともに、地域・家庭・学校および学校種間の連携による教育システムを構築する。
14		特色ある学校づくりのための講師活用事業の実施	非常勤講師3事業（少人数・習熟度別指導推進事業、放課後教室事業、フレンドリー指導員事業）について、学校の現状や課題に応じて効率的・効果的に活用できるように統合し、内容の見直しを図る。
(2) ITを最大限に活用した業務・組織の改革			
1		領収済通知書等電算入出力業務の見直し	「領収済通知書」の確認作業の電子化による会計室の仕分けおよび各課への送付業務の廃止に伴い、関連機器の賃借料削減など業務の見直しを行い、経費を削減する。
2		電子入札の導入・拡大	公共工事や物品調達の入札等にかかる各種手続きを電子化することにより、事務の効率化、適正化を図る。
3		福利厚生業務の見直し	業務のIT化の推進や貸付業務の整理統合など福利厚生業務の簡素・効率化を図る。
4		市情報システムの再構築	行財政改革の視点から市役所業務全体を徹底的に見直し、改革の効果を最大とするために市情報システムを再構築する。
5	再掲	区役所業務の見直し・委託化	情報システムの再構築を前提として、区役所業務の抜本的な見直しを行い、ワンストップサービスの実現および業務効率化を図る。さらに、定型的な業務の委託化などを行う。
6	再掲	戸籍事務の電算化	戸籍事務の迅速化、正確化、効率化を図るため、戸籍をデータ化し、戸籍事務および関連事務を総合的に電算処理する。

NO	再掲	項目	内容
7		災害画像送信のIT活用	災害現場等からインターネットを利用し、直接写真やデータを関係部署に送信することにより、迅速かつ適切な対策などを行う。
8		ロボットを使用した下水道管内TVカメラ開発による調査コスト削減	(財)北九州産業学術推進機構ロボティクス研究所が民間とともに開発している下水道管渠TVカメラ調査ロボットの早期実用化を進め、調査費用のコスト削減を実現する。
(3) 計画策定・評価・見直し機能の強化			
1		検査室業務の見直しおよび組織体制の整備	検査業務の見直しなどを行うとともに、公共施設維持管理コスト縮減、技術系人材育成、技術管理など、技術の統括としての体制を整備する。
2		政策法務の強化	地方分権時代に対応した重要政策実現のため、戦略的な法の解釈・運用により、法的側面から政策における実効性を確保する法務(政策法務)を強化する。
3		建築物等の安全対策	住宅・建築物等の耐震改修促進、アスベストの飛散防止、構造計算偽装問題への対応などの建築物等安全・安心推進事業を展開し、既存建築物等に係る安全対策を総合的に推進する。
(4) 実施機能の徹底した簡素・効率化			
ア 施設の廃止及び事務事業の見直し			
1		会計事務適正化のための原局指導機能の強化	会計事務における事故の未然防止のため、原局への指導機能を強化する。
2		公共工事検査業務の一部囑託化	公共工事の検査業務について、検査補助員の囑託化を推進する。
3		公用車の事故処理業務等の見直し	公用車の事故処理業務等について、民間の示談交渉付き自動車保険に加入することにより、事故処理の迅速化および市の事務負担の軽減などを図る。
4		旅費計算の簡素化と支給業務の集約化	海外出張支度料の廃止など社会情勢の変化に応じた制度改正や、出張旅費等の計算事務の簡素化を行うとともに、旅費支給業務を集約化する。
5		職員福利厚生経費の見直し	社会情勢、市民感覚等の観点から福利厚生事業について対象事業を見直し、事業主である市の負担割合引き下げを実施する。
6		職員住宅の廃止	民間の住宅事情の改善に伴い、職員住宅を廃止することにより、維持管理経費の削減を図る。

NO	再掲	項 目	内 容
7		公用車管理事務の見直し	各課で管理している公用車について共用化し、台数の適正化（減車）を図る。
8		派遣研修の見直し	ゼロベースで見直しを進め、必要性が低下したものは廃止に向けた検討を行う。
9		妊婦超音波検査事業の廃止	35歳以上の妊婦に実施している妊婦超音波検査事業について、超音波検査の普及により当初の目的を達成したため廃止する。
10		井戸水の水質検査業務の廃止	水道未給水地区における井戸水等の利用者が任意に行う水質検査について、民間検査機関においても実施されていることから、市による水質検査業務を廃止する。
11		デイサービスセンター活用型入浴サービスモデル事業の廃止	介護保険が適用されない在宅高齢者を対象に「老人デイサービスセンター」を活用して行う入浴サービスについて、利用が極めて少ないことから、モデル事業を廃止する。
12		転倒予防教室等の整理統合	虚弱高齢者などを対象とした閉じこもり予防や心身機能の低下防止のための機能訓練（B型）事業や、各区および在宅介護支援センターで実施している転倒予防教室など類似する事業を統合することにより、事業の効率化を図る。
13		障害者就労促進事業の統合	市が補助金を支出している北九州市知的障害者職親協議会の就労促進事業について、障害者全般の就労を支援する「北九州市障害者就業・生活支援センター事業」に一本化することにより、効率的な障害者就労支援を実施する。
14		ホームヘルパー能力アップ研修事業の廃止	（社福）北九州市福祉事業団（社会福祉研修所）に委託しているホームヘルパー能力アップ研修事業について、一定の目的を達したため、全体の底上げという視点での研修を廃止する。
15		福祉電話貸与事業の廃止	電話を保有することによる孤独感の解消を目的に、ひとり暮らし高齢者や重度障害者に電話の貸与を行う福祉電話貸与事業について、地域の見守り活動等が充実してきたことにより廃止する。
16		地域交流センターの管理運営業務の見直し	地域交流センターの一般対策化に伴い配置をしていた管理運営業務嘱託員を減員する。

NO	再掲	項目	内容
17		勤労青少年ホームの見直し	青少年の意識・価値観の多様化や若年勤労者の減少、民間類似施設の整備に伴い、老朽化した八幡東勤労青少年ホームの廃止や指定管理者導入を含め、勤労青少年ホームのあり方について見直しを行う。
18		敬老関連事業の見直し	高齢社会に対する認識の変化などに応じた敬老関連事業の見直しを検討する。
19		集会所の統廃合による適正配置	市内に117カ所設置されている集会所について、同種の機能を持った施設の設置状況を踏まえ、統廃合などによる適正配置を図る。
20		心身障害児(者)家庭訪問指導員の見直し	(社福)北九州市福祉事業団に委託している心身障害児(者)家庭訪問について、対象者の減少に伴い、規模の縮小について検討する。
21		ごみ処理行政の再構築	市による事業系ごみの計画収集の廃止に伴い、ごみ収集車両台数を削減する。また、市による計画収集業務について、一層の効率化を図る。
22		都市化に伴う農業用施設の廃止	農業用ため池などについて、都市化の進展に伴って機能を十分に果たしていない施設を廃止することにより、維持管理経費の削減を図る。
23		里山・森林保全ボランティア育成事業の廃止	里山や森林の保全に関するボランティアの育成事業について、民間レベルの自主的な活動が定着してきたことから、当該事業を終了し、側面的な支援へと移行する。
24		国民宿舎「山の上ホテル」の廃止	施設の老朽化に伴い、多様化する利用者ニーズに対応できず年々利用者が減少している国民宿舎「山の上ホテル」を廃止する。
25		国民宿舎「めかり山荘」のあり方の検討	国民宿舎「めかり山荘」について、施設の老朽化に伴い、廃止も含めそのあり方を検討する。
26		特殊車両通行許可事務の見直し	各区まちづくり整備課で行っている特殊車両の通行許可事務を集約化することにより、専門性の向上および事務の効率化を図る。
27		特殊車両の許可業務の囑託化	特殊車両の許可業務を囑託化し、業務の専門化を図る。
28		下水道使用料・水洗普及・水洗化工事関係事務の統合	事務および組織の簡素・効率化を図るため、各区役所まちづくり整備課が行なっている下水道使用料・水洗普及・水洗化工事審査などに関する事務を本庁に統合し、事務の効率化を図る。

NO	再掲	項 目	内 容
29		浄化センターの委託業務の見直し	浄化センターの運転整備業務について見直しを行い、委託人員を削減する。
30		都市計画道路網の再編	都市構造や、社会経済情勢の変化に対応した効率的な道路整備を図るため、都市計画道路網の再編（強化箇所の新設及び長期未着手区間の「廃止」を含めた対応方向）の検討を進め、合意形成が図られた個所・区間から都市計画変更手続きを進める。
31		港湾振興業務の見直し	港の振興・PR業務について、事務の効率化を図るため、北九州港振興協会との役割分担を見直す。
32		新消防戦術の構築	消火剤を活用し、少量の水で早く消火できる新たな消防戦術を構築するに当たり、消防隊編成の見直しなどを行う。
33		「市民と消防の夕べ」事業の実施方法の見直し	市民の防火防災意識の向上を図るため各消防署で主催している「市民と消防の夕べ」について、地域で開催される各種イベントと共同開催するなど、より地域に密着した事業への移行を推進する。
34		消防待機宿舎の廃止	各消防署の管内に1カ所ずつ設置されている消防待機宿舎について、入居状況、老朽化の状況などを見ながら段階的に廃止する。
35		消防車両配置の見直し	消防車両の多機能化をふまえ特殊車両等の配置の見直しを行い、消防戦術の効果的な運用を目指す。
36		浄水場における空調機点検業務の見直し	浄水場における空調機点検業務について、機器の性能の向上を考慮し、点検周期の見直しを行う。
37		給水装置検査補助業務の見直し	給水装置検査補助業務について、業務量に応じた委託要員の効率的配置を図る。
38		計測器点検業務委託の見直し	浄水場の計測器の点検業務委託について、実作業工程を考慮し、歩掛の見直しを行う。
39		交通事業の運営体制の見直し	乗合バス利用者の長期的な減少傾向に対応しつつ、健全な経営を維持するために、ダイヤ改正と勤務体制の見直しにより、正規職員と嘱託職員の削減を図る。
40		教職員住宅の廃止	施設の老朽化などに伴い、平成17年3月末に萩原教職員住宅を廃止することにより、維持管理費の削減を図る。
41		学校施設開放事業（遊び場開放）の管理体制の見直し	学校施設開放事業のうち遊び場開放の団体利用について、利用団体の代表者を管理指導員に選任し、自主管理にするなど管理体制を見直すことにより、経費の削減を図る。

NO	再掲	項目	内容
42		小・中学校の統合の推進	人口減、少子化を踏まえ、教育効果の向上と教育環境の整備を図るため、小中学校のさらなる統合を推進する。
43		公立幼稚園の適正配置	「公立幼稚園の在り方検討会議」の議論を踏まえ、公立幼稚園の適正配置について検討する。
イ 簡素・効率的な組織体制への見直し			
1		各区役所会計系の廃止	支出審査などの会計事務を本庁（会計室）に集約し、区役所総務課会計系を廃止する。
2	再掲	会計事務の効率化	本庁（会計室）と区役所（会計係）で行っている会計事務を集約化の上、事務の一部を委託化する。
3		契約室の見直し	公共工事の契約件数の減少予測を勘案しつつ、室の体制および契約事務の見直しを行う。
4	再掲	総務機能の見直し	各局区等の総務部門の機能（業務）を分析・整理し、真に必要な機能は強化し、その他の機能（業務）については廃止・外部委託・集約化などを行う。
5	再掲	区役所業務の見直し・委託化	情報システムの再構築を前提として、区役所業務の抜本的な見直しを行い、ワンストップサービスの実現および業務効率化を図る。さらに、定型的な業務の委託化などを行う。
6		人権関連部署の統合	人権に係る施策を強化するため、人権にかかわる部署の統合について検討する。
7		税務組織の見直し	本庁および区役所の税務組織の見直しを行い、簡素で効率的な組織を確立し、税務の専門性の確保による賦課・徴収体制を強化する。
8		救急医療体制の見直し	効果的・効率的な救急医療体制の整備を図るため、夜間・休日急患センター（小倉北区馬借）の深夜帯および小倉、八幡並びに戸畑休日急患診療所を廃止し、民間医療機関などを活用した救急医療体制を構築する。また、門司および若松休日急患診療所については、医療機器の充実を図る。
9		総合療育センターのあり方の見直し	入所部門の定数や人員体制の見直しなど、総合療育センター全体のあり方について見直しの検討を行う。
10		産業振興部門の効率的な執行体制の構築	市および（財）北九州産業学術推進機構の役割分担等の見直しを行うなど、産業振興部門の効率的な執行体制を整備する。

NO	再掲	項 目	内 容
11		総合農事センターのあり方の見直し	総合農事センターをより効率的・効果的に運営するため、農業行政全体の見直しにあわせて、指定管理者制度の導入も視野にあらゆる角度から見直しを行う。
12		中央卸売市場のあり方の見直し	中央卸売市場の活性化策、将来を見据えた中長期構想策定など、今後のあり方を検討する。
13	再掲	建設局の執行体制の抜本的な見直し	建設局の執行体制について、行政の果たすべき役割の変化などの視点から、簡素で機動的な組織に向けて抜本的な見直しを行う。
14		整備事務所のあり方の見直し	東西の整備事務所について、より効率的な組織体制とするため、今後のあり方について検討する。
15	再掲	建築都市局の執行体制の抜本的な見直し	建築都市局の執行体制について、行政の果たすべき役割の変化などの視点から、簡素で機動的な組織に向けて抜本的な見直しを行う。
16	再掲	港湾空港局の執行体制の抜本的な見直し	港湾空港局の執行体制について、行政の果たすべき役割の変化などの視点から、簡素で機動的な組織に向けて抜本的な見直しを行う。
17		東西港営事務所の統合	港湾施設の管理運営を行う東西の港営事務所を統合し、組織の簡素効率化を図る。
18		ひびきコンテナターミナルの利用促進に向けた組織再編	ポートセールス・PRや集貨・航路誘致を強化するため関連組織を一体化し、再編する。
19		新空港開港準備室の改組	新北九州空港の開港により、航空ネットワークの形成や乗客・荷主の確保などソフト部門を中心とした組織へ再編する。
20		消防方面本部体制の導入	大規模、複雑化する災害に的確に対応するため、消防署の指揮体制を方面ごとに集約強化する等、東西2方面本部体制を導入し、指揮機能の強化を図る。
21		消防署所の効率的な配置	消防署所の効率的な配置を進めるとともに組織のスリム化についても検討する。
22		市議会事務局の見直し	業務の見直しなどを進め、簡素・効率的な組織体制を構築する。
23		教育委員会組織の見直し	抜本的に業務を見直し、組織体制の簡素化・効率化を図る。

4 人事・給与制度等の改革

- 職員の意欲・能力を最大限に活用できる仕組みづくり -

NO	再掲	項目	内容
(1) 職員数の削減と人件費総額の抑制			
1	再掲	技術統括機能の強化	各局に分散している公共工事のノウハウや技術を統合、発展させるとともに、工物品質の確保および工事コストや維持管理コストの縮減を図る。
2		嘱託員制度の見直し	多種多様化した嘱託の職について整理を行い、勤務時間・報酬額を類型化することにより、任用・給与体系を簡素化するとともに、報酬額の見直しを行う。
3		職員数の適正化および人件費総額の削減	組織・機構の簡素・効率化や事務事業の見直しなどにより、職員 8,000 人体制を実現し、人件費総額の削減を図る。
4		管理スパンの見直しと管理職ポストの削減	管理スパンの見直しを行い、併せて、管理職ポスト(係長級以上)の1割を削減する。
5		勤勉手当の見直し	勤務評定制度の改革(客観性・公平性・納得性の向上)に基づき、係長、主任および係員についても、勤務実績などを勤勉手当に反映させる仕組みづくりに取り組む。
6		退職手当制度の見直し	国家公務員における退職手当制度の改正を踏まえ、支給率の見直しや在職期間の貢献度を退職手当によりの確に反映させる加算措置等について検討を行う。
(2) 能力主義・成績主義の徹底と有能な人材の登用			
1		勤務評定制度の改革	成績主義を推進するに当たって、その根幹となる勤務評定制度の客観性、公平性を一層高めるとともに、透明性を確保し、納得性の高い仕組みづくりを進める。また、勤務評定に対する管理監督者の意識改革(評定に対する自信や責任感)も同時に進める。
2		職務評価の推進	現在、局部長級で実施している職務評価を課長級まで拡大し、職務の困難度により管理職手当、管理職加算の支給割合に格差を設ける。
3		勤務成績不良職員の分限免職を視野に入れた取り組み	職員 8,000 人体制に向けて、少数精鋭の執行体制を実現するため、勤務成績不良職員に対しては、分限免職を視野に入れた厳正な措置を講ずることのできる仕組みづくりを取り入れる。

NO	再掲	項目	内容
4		主任（新3等級）制の導入	「豊富な経験を有する中高年齢層の職員」と「リーダーシップに富み意欲ある若年層の職員」が、その能力を十分に発揮することのできる新たな職として「主任」の職を設置する。また、当該主任の役割と仕事の責任に応じた給与上の処遇も併せて行う。
5		採用試験のあり方の見直し	<p>人物重視の採用のあり方</p> <p>1次および2次試験で面接を実施するなど、人物重視の採用を行っているが、知識だけでなくバイタリティ・行動力を持つ人材の確保を目的に、2次面接にプレゼンテーションなどを導入することや試験区分の再編・見直しを検討する。</p> <p>民間経験者の積極的な採用</p> <p>本市の抱える課題や重点施策の解決に必要な人材を確保するという視点で、適宜、採用の分野の見直しを行う。</p>
6		外部からのスペシャリストの登用	地方分権の進展等に伴い、内部での人材育成のみならず、様々な行政課題に柔軟かつ弾力的に対応しうる人材の確保が必要となっており、そうした専門分野に強い人材、豊富な民間経験を有する人材を確保する。
7		教員の人事異動における希望枠制度の導入	校長が、学校教育目標や学校運営方針などを提示し、一定の教員を公募し、求める人材を配置する。
8		教員の資質向上（新たな教員評価システムの構築）	指導力不足教員の人事管理システム、優秀な教員の表彰など既設の制度に加え、新たな評価システムを構築する。
（3）職員の能力開発と能力・適性に応じた職員配置			
1		庁内公募の推進および技術系職員の活用と育成	職員の市政への参加意識の高揚を図るとともに、多様な能力を有する職員の発掘や人材育成、また、挑戦する職場風土づくりを目的に、職員提案を提案者本人が実施する庁内ベンチャー制度や庁内公募制度の拡充を図る。さらに、同制度を通じて、技術系職員を事務職の分野で活用し、専門分野という核を持ったスペシャリストでありながら、幅広い行政能力や経験を有する技術系職員の育成を図る。
2		人事制度と研修制度の連携強化	自己啓発にとどまりがちである研修の知識等を直接、仕事に活かせる職員配置を推進する。
3		人材育成基本方針の策定	「北九州市人材育成基本方針」を策定し、効率的・効果的な人材育成に取り組む。また、本市の人事施策の細部を職員に明らかにすることにより、モラルの高揚につなげる。

NO	再掲	項 目	内 容
4		特定分野で力を発揮する職員の育成等	<p>採用後の約10年間に、体系的かつ計画的にジョブローテーションを行うことにより、基礎知識や経験を幅広く身に付けさせるとともに、適性の発見やキャリアの開発を行うシステムを確立する。</p> <p>その後、当該期間中の評価・実績等を踏まえ特定分野に適性のある職員については、専門分野に強く模範的な業務を実践できる人材として育成する。</p>
5		派遣研修業務の見直し	<p>人材育成方針上の派遣研修の位置付けを明確にし、派遣先の見直しや人選方法を再検討したうえで、効果的な派遣研修を実施する。</p>

5 公営企業・外郭団体の改革

- 公営企業・外郭団体の自主性・自立性の拡大 -

NO	再掲	項目	内容
(1) 公営企業の自主性・自立性の拡大			
1		下水道建設改良出資金（汚水分）の廃止	「雨水公費・汚水私費」の原則に基づき、一般会計からの建設改良出資金のうち汚水整備にかかる出資金を廃止する。
2		汚水処理補助金の廃止	「雨水公費・汚水私費」の原則に基づき、一般会計からの汚水処理補助金の繰入を廃止する。
3		下水道事業の経営改善	厳しい財政状況の中、安定した下水道サービスを市民に提供するため、「下水道事業中期経営計画」の実施に取り組み、さらなる経営改革を推進する。
4		下水道事業会計への繰出の見直し	下水道事業会計について、雨水処理負担金の繰出の見直しを実施する。
5	再掲	浄化センターにおける検査業務の委託拡大	浄化センターにおいて、水質試験補助業務の委託を拡大するとともに、中央監視業務委託と一体化することにより、経費の縮減を図る。
6		浄化センター運転整備業務におけるユニットプライス方式の導入	浄化センター運転整備業務において、ユニットプライス方式を導入し維持管理コストの削減を図る。
7	再掲	浄化センターの委託業務の見直し	浄化センターの運転整備業務について見直しを行い、委託人員を削減する。
8		マンホールポンプ定期点検委託の見直し	下水道本管より低い位置にある枝管の下水を汲みあげる設備（マンホールポンプ）の定期点検回数を見直す。
9		浄化センター等運転整備委託業務における競争入札の実施	系統ポンプ場を含む浄化センターの運転整備業務委託について、競争入札の導入を図る。
10		下水道維持管理コストの削減	使用料原価回収率 100%化に向けて、下水使用料の増収策と併せてさらなるコスト削減に向けた取り組みを推進する。また、汚泥の有効活用、下水道の広域処理などについても検討を進める。
11		下水道ポンプ場等の機器の遠隔・集中監視	合流ポンプ場遠隔・集中監視方式を導入し、運転体制の効率化を図る。
12	再掲	下水道使用料・水洗普及・水洗化工事関係事務の統合	事務および組織の簡素・効率化を図るため、各区役所まちづくり整備課が行なっている下水道使用料・水洗普及・水洗化工事審査などに関する事務を本庁に統合し、事務の効率化を図る。

NO	再掲	項目	内容
13	再掲	ロボットを使用した下水道管内TVカメラ開発による調査コスト削減	(財)北九州産業学術推進機構ロボティクス研究所が民間とともに開発している下水道管渠TVカメラ調査ロボットの早期実用化を進め、調査費用のコスト削減を実現する。
14		水道用地の有効活用	水道用地を駐車場や家庭菜園用畑として個人等に有償で使用許可し、土地の有効活用と効率的な維持管理を行う。
15		広域協力としての水質検査の受託	水道GLPを活用し、近隣水道事業者への水質検査の広域協力を推進するとともに、検査受託による収益の確保を図る。
16		水道事業の効率的運営	「水道事業基本計画」および「水道事業中期経営計画」の実施に取り組み、水道技術を継承しつつ、事業運営の効率化を進めていくため、簡素で機動的な組織づくりに努める。
17		力丸ダムから穴生浄水場への導水を活用した発電	力丸ダムから穴生浄水場へ導水する上水道用水を利用して、専用導水路に建設する発電所で発電を行う。
18		上下水道の国際技術協力部門の創設	上下水道の国際技術協力部門を新たな組織として設置し、海外も視野においた人材育成の拠点として上水道・下水道技術の伝承を図る。
19	再掲	浄水場における運転業務の委託化	井手浦浄水場の運転業務を委託化する。
20	再掲	浄水場における空調機点検業務の見直し	浄水場における空調機点検業務について、機器の性能の向上を考慮し、点検周期の見直しを行う。
21	再掲	浄水場業務の見直し	浄水場の運転業務委託化や、葛牧浄水場の取水場化を進める。
22	再掲	給水装置検査補助業務の見直し	給水装置検査補助業務について、業務量に応じた委託要員の効率的配置を図る。
23	再掲	計測器点検業務委託の見直し	浄水場の計測器の点検業務委託について、実作業工程を考慮し、歩掛の見直しを行う。
24	再掲	断水業務の一部見直し	水道管布設工事に伴う断水業務のうち、断水の広報とバルブの開閉作業を請負工事に含める。
25	再掲	給水業務の見直し	断水業務の請負化を推進するとともに、給水装置工事や管工事設計の見直しを検討する。
26	再掲	水道営業業務の見直し	水道お客さまコールセンターの業務を拡大する。

NO	再掲	項目	内容
27		交通事業会計への繰出の見直し及び長期貸付金の繰上償還	交通事業会計について、施設整備など補助金の繰出の見直しを実施する。また、長期貸付金の繰上償還を行う。
28	再掲	交通事業の経営改善	「市営バス事業経営改善計画」(H18年3月策定)に基づき経営改善を進めるとともに、計画で定める目標や条件を達成できない場合には、民営化する。
29	再掲	交通事業の運営体制の見直し	乗合バス利用者の長期的な減少傾向に対応しつつ、健全な経営を維持するために、ダイヤ改正と勤務体制の見直しにより、正規職員と嘱託職員の削減を図る。
30		病院事業のあり方の抜本的な見直し	「公と民の役割分担」の観点から、市立病院の果たすべき役割や機能を整理するとともに経営状況などを踏まえながら、現在の4病院体制の見直しを含め、平成18年度中に「病院事業中期経営計画」を策定する。
31		病院事業会計への繰出金の見直し	一般会計から病院事業会計への繰出のあり方について検討を進める。
(2) 特別会計の健全化			
1		国民健康保険の保険料見直し	保険料の賦課方式を変更する。
2		介護給付費の適正化の推進	介護サービスの量は確保されたものの、質の向上が新たな課題となってきたため、県と連携した事業者への実施指導やケアプランチェックなど「保険請求の適正化」を実施するとともに、従事者研修や介護サービス相談員の派遣などを実施することによる「質の向上による適正化」、給付費通知や市民啓発など「利用者の理解による適正化」を行う。
3	再掲	食肉センターのあり方の見直し	「食肉センター経営検討委員会」の答申を踏まえ、使用料の改定、民間ノウハウを活用した効率的運営、指定管理者制度の導入、民営化などの検討を行う。また、使用料改定などによる繰入金金の削減を図るなど今後のあり方の見直しを行う。
4		競輪、競艇特別会計の経営改善	競輪事業については、競輪実施事務を包括的に委託することを柱とした事業の抜本的な改善に取り組む。また、競艇事業については、ナイターレースの拡大、グレードの高いレースの誘致を図る一方、徹底した経費削減に取り組む。
5	再掲	中央卸売市場のあり方の見直し	中央卸売市場の活性化策、将来を見据えた中長期構想策定など、今後のあり方を検討する。

NO	再掲	項 目	内 容
6	再掲	若戸航路の民間委託化	若戸航路の運航業務等を民間委託するとともに、小倉航路の業務見直しを行う。
7	再掲	渡船事業の見直し	若戸航路に引き続き、小倉航路について経営改善検討委員会の提言を踏まえ、補助航路に向けた財源確保や経費削減策など経営改善を図る。
8	再掲	国民宿舎「山の上ホテル」の廃止	施設の老朽化に伴い、多様化する利用者ニーズに対応できず年々利用者が減少している国民宿舎「山の上ホテル」を廃止する。
9	再掲	国民宿舎「めかり山荘」のあり方の検討	国民宿舎「めかり山荘」について、施設の老朽化に伴い、廃止も含めそのあり方を検討する。
10		駐車場特別会計の経営改善	利用者サービスの向上や効率的な経営を行うため指定管理者制度を導入するなど、駐車場特別会計の収支を向上させる。
11		港湾整備特別会計の収支改善	港湾整備特別会計について、さらなる分譲促進を図ることで、引き続き収支改善に努力する。
12		既存港湾施設の見直し	遊休土地・施設の有効活用および低利用施設の集約を進める。
13		臨海部産業用地貸付制度の導入	企業の土地取引の状況に対応し、企業誘致活動における競争力を確保するため、分譲地に貸付制度を導入する。
14		港湾施設の有効活用	耐用期限が近づき更新が必要となる太刀浦コンテナターミナル設置のガントリークレーンについて、新規購入の代わりに、小倉コンテナターミナル設置のクレーンを移設し再活用するとともに、更新経費の大幅軽減を図る。
15	再掲	港湾管理運営業務の見直し	東部及び西部港営事務所における巡回等の定型的業務について、委託範囲を拡大する。 また、バース指定業務の一部を委託化する。
16	再掲	港湾施設維持工事の見直し	東部および西部港湾工事センターで行っている港湾施設維持工事業務の委託化を拡大することにより、業務の迅速化および経費の削減を図る。

NO	再掲	項 目	内 容
(3) 外郭団体の自主性・自立性の拡大			
1		外郭団体の抜本的な見直し	外郭団体の自主性・自立性の拡大等に向けて、市からの人的・財政的支援の廃止や統廃合を含めた、抜本的な見直しを行う。
2		外郭団体への補助金の削減	外郭団体の内部管理経費の見直しや自主財源の確保を図るとともに、経営評価や外部監査の報告等を踏まえ、運営補助金の削減を図る。
3		(社福) 北九州市福祉事業団の見直し	指定管理者制度の導入など社会情勢の変化に対応するため、平成 2 1 年度までに自立的経営体制を確立する。
4		(財) 北九州コンベンションビューローと(財) 西日本産業貿易見本市協会の統合	(財) 西日本産業貿易見本市協会と(財) 北九州コンベンションビューローを統合し、経営の効率化やコンベンション誘致力の増強を図る。

6 持続的な都市経営を支える財政基盤づくり

- 計画に基づく総合的なコスト管理と自主財源の確保 -

NO	再掲	項目	内容
(1) 自主財源の確保・拡充			
ア 新たな税財源など収入の確保			
1		(仮称)経営基本計画の策定	税金などの歳入見通し、および人件費、公債費、福祉的経費、公共投資などの歳出見通し等、今後の本市の財政の基礎となる(仮称)経営基本計画を策定する。
2		市職員の健康保険料事業主負担率の見直し	市職員の健康保険料について、市(事業主)負担割合の引き下げを行うとともに、共済組合への移行を視野に入れて検討を行う。
3		市政ホームページへの有料バナー広告掲載	市政ホームページに有料バナー広告を掲載し、新たに広告料収入を得る。
4		法人市民税の超過課税の継続	都市機能の整備などに要する資金の一部に充てるため導入された法人市民税の超過課税について、特例期間延長(5年)を行う。
5		放置自転車の売却	保管期間を経過して市の所有となった放置自転車を、自転車商に有償で譲渡する。
6	再掲	力丸ダムから穴生浄水場への導水を活用した発電	力丸ダムから穴生浄水場へ導水する上水道用水を利用して、専用導水路に建設する発電所で発電を行う。
7		廃校となった高等技術工業学校校舎等のスポーツ専門学校への貸し付け	廃校となった高等技術工業学校の校舎等を、スポーツ専門学校に貸し付ける。
8		廃校となる市立新道寺小学校平尾分校校舎等の私立小学校への貸し付け	廃校となる市立新道寺小学校平尾分校の校舎等を、自然体験重視型の私立小学校に貸し付ける。
イ 市税等収納率の向上			
1		市全体の滞納債権の管理、収納率の向上	市税をはじめ国民健康保険料、保育料、市営住宅家賃などの公債権、奨学金などの私債権につき、高額または悪質な滞納案件の法的整理を強化する。
2		特別滞納調査室による税債権以外の市債権の直接回収	各所管局が賦課徴収を行っている税以外の市債権について、滞納整理のノウハウを持つ特別滞納調査室に案件を引継ぎ、財産調査、差押、公売等法的整理を進め収入未済額の縮減を図る。
3	再掲	税務組織の見直し	本庁および区役所の税務組織の見直しを行い、簡素で効率的な組織を確立し、税務の専門性の確保による賦課・徴収体制を強化する。

NO	再掲	項目	内容
ウ 使用料、手数料等の適正化			
1		使用料・手数料の見直し	市民サービスにおける負担の公平性の観点から、サービスに係るコスト分析や、公費負担と受益者負担の適正な割合等を総合的に勘案し、使用料・手数料にかかる受益者負担の見直しを行う。
2		高齢者等住宅改良資金利子補給の見直し	高齢者等住宅改良資金利子補給制度について、融資利率の変動による負担の不均衡を改善するため、補給利率を見直す。
3		在宅高齢者等おむつ給付サービス事業の見直し	在宅高齢者等おむつ給付サービス事業について、世帯所得に応じた公平負担の確保・介護予防重視・自立支援等の視点から助成対象を見直す。
4		老人医療費支給制度の見直し	老人医療費支給制度の支給開始年齢を68歳から69歳へ引き上げる。
5		一般廃棄物処理のあり方の見直し	家庭ごみの処理手数料の改定および資源化物の有料指定袋制度導入により、減量意識の向上とリサイクル・分別の仕組みの充実を図る。
6		広域的な視点に立ったごみ処理行政の推進	近隣市町村との広域連携の観点から、北九州都市圏の中核都市として実施している他都市ごみの受入れ手数料の見直しを行うとともに、環境教育・環境学習事業の一体化などを図る。
7		中小企業支援センター専門家派遣事業の見直し	中小企業支援センターにおける専門家派遣事業について、事業が定着してきたことから、無料派遣を3回から1回に変更する。
8	再掲	下水道建設改良出資金（汚水分）の廃止	「雨水公費・汚水私費」の原則に基づき、一般会計からの建設改良出資金のうち汚水整備にかかる出資金を廃止する。
9	再掲	汚水処理補助金の廃止	「雨水公費・汚水私費」の原則に基づき、一般会計からの汚水処理補助金の繰入を廃止する。
10		消防訓練研修センターの受益者負担の導入	消防訓練研修センターの耐熱耐煙訓練施設について、他都市の消防本部等が利用する場合に光熱水費などの実費負担を導入する。
11		美術館のあり方の見直し	「美術館のあり方検討市民会議」の答申を踏まえ、企画展を充実し入館者数増を図るとともに、観覧料の改定等による経営改善を行い、コストカバー率の向上を促進する。

NO	再掲	項目	内容
工 市有財産等の有効活用、売却の促進			
1		市有財産の活用	行政財産として各局が所管している未利用地について、その活用計画を再検討することで、活用促進を図る。
2		余裕教室の放課後児童クラブへの活用の推進	児童数の減少に伴い発生する余裕教室を改修し、放課後児童クラブへの活用を図る。
3	再掲	集会所の統廃合による適正配置	市内に117カ所設置されている集会所について、同種の機能を持った施設の設置状況を踏まえ、統廃合などによる適正配置を図る。
4		外国人研究者等宿舎提供事業の廃止	学術研究都市や国際交流ゾーン周辺での住環境の整備に伴い、外国人研究者等宿舎提供事業を廃止し、市所有宿舎施設の有効活用を図る。
5		事業残地等の売却促進	事業に伴い生じた残地などについて、隣接地権者への売却交渉を行うとともに、売却見込みの高いものから、残地の分筆作業等を順次進め、売却の促進を図る。
6		市営住宅の再配置に伴う余剰地の活用	市営住宅の再配置に伴い生じる余剰地について、順次転用や処分を推進する。
7	再掲	既存港湾施設の見直し	遊休土地・施設の有効活用および低利用施設の集約を進める。
8	再掲	臨海部産業用地貸付制度の導入	企業の土地取引の状況に対応し、企業誘致活動における競争力を確保するため、分譲地に貸付制度を導入する。
9	再掲	水道用地の有効活用	水道用地を駐車場や家庭菜園用畑として個人等に有償で使用許可し、土地の有効活用と効率的な維持管理を行う。
(2) 広域を見据えた施策の展開			
1	再掲	広域的な視点に立ったごみ処理行政の推進	近隣市町村との広域連携の観点から、北九州都市圏の中核都市として実施している他都市ごみの受入れ手数料の見直しを行うとともに、環境教育・環境学習事業の一体化などを図る。
2	再掲	広域協力としての水質検査の受託	水道GLPを活用し、近隣水道事業者への水質検査の広域協力を推進するとともに、検査受託による収益の確保を図る。
3	再掲	上下水道の国際技術協力部門の創設	上下水道の国際技術協力部門を新たな組織として設置し、海外も視野においた人材育成の拠点として上水道・下水道技術の伝承を図る。

NO	再掲	項目	内容
(3) 総合的なコスト管理の推進			
ア 維持管理コストの削減			
1		公共施設の維持管理コストの縮減	土木施設、建物施設、プラント施設など、継続した維持管理費の見直しに取り組むことにより経常経費の削減を図る。
2		諸経費の見直し	浚渫・清掃などの業務および道路の陥没などの緊急工事について、省略・簡素化できる経費項目を除くなど、諸経費を見直す。
3	再掲	技術統括機能の強化	各局に分散している公共工事のノウハウや技術を統合、発展させるとともに、工事品質の確保および工事コストや維持管理コストの縮減を図る。
4	再掲	技術系業務の見直し	技術系組織について、設計、積算、工事管理、監督、維持管理業務等の委託化などを推進する。
5		委託料の見直し	委託契約における競争入札の拡大や仕様書の見直し、積算内容の精査などにより、委託料の削減を図る。
6		ごみ処理コストの削減等	ごみ収集やまち美化などの委託事業について、委託料の見直しを図るとともに、併せてごみの収集体制に関しても見直しを行う。さらに焼却工場の薬品選定・購入方法の見直しや新・新門司工場稼動に伴う焼却灰のスラグ化などにより、ごみ処理経費全般の一層の削減に努める。
7		焼却工場における清掃業務の発注方法の見直し	市内3工場の清掃業務をまとめて発注するなど発注業務を見直すことにより、経費の削減を図る。
8	再掲	環境工場の管理運営の委託化	ごみ焼却工場の計量・プラット業務、室内清掃業務の委託化を平成18年度に新門司工場、19年度に皇后崎工場、20年度日明工場と順次実施する。
9		公共ごみ容器の配置の見直し	不要な公共ごみ容器を撤去することにより、美化効果を上げるとともに、維持管理経費を削減する。
10	再掲	都市化に伴う農業用施設の廃止	農業用ため池などについて、都市化の進展に伴って機能を十分に果たしていない施設を廃止することにより、維持管理経費の削減を図る。
11	再掲	浄化センター等運転整備委託業務における競争入札の実施	系統ポンプ場を含む浄化センターの運転整備業務委託について、競争入札の導入を図る。
12	再掲	浄化センターの委託業務の見直し	浄化センターの運転整備業務について見直しを行い、委託人員を削減する。

NO	再掲	項 目	内 容
13	再掲	浄化センター運転整備業務におけるユニットプライス方式の導入	浄化センター運転整備業務において、ユニットプライス方式を導入し維持管理コストの削減を図る。
14	再掲	マンホールポンプ定期点検委託の見直し	下水道本管より低い位置にある枝管の下水を汲みあげる設備（マンホールポンプ）の定期点検回数を見直す。
15		トンネル等保守点検業務の見直し	トンネルやポンプ施設の保守点検業務について、管理水準を現状に合わせて再検討し、点検内容や点検回数を見直しを行う。
16		公園等維持管理業務の見直し	公園等の清掃、除草、剪定、花壇などを見直しを行う。
17		公園照明灯の見直し	公園照明灯を水銀灯から電気効率が高いナトリウム灯に変更する。
18		道路照明灯の見直し	道路照明灯を水銀灯から電気効率が高いナトリウム灯に変更する。
19		道路情報提供システムの見直し	山間部の主要路線の凍結情報などを提供するシステムについて、市内3箇所の操作端末を本庁に集約する。
20		資材の再利用の促進	各区および整備事務所において工事で発生した再利用可能資材の利用範囲を、各区および整備事務所単位から市全域に拡大することにより、利用促進を図る。
21		既設公園の統廃合	狭小な公園が集中している区域などにおいて、既設公園を統廃合することにより、規模の適正化、適正配置を図る。
22	再掲	下水道維持管理コストの削減	使用料原価回収率100%化に向けて、下水使用料の増収策と併せてさらなるコスト削減に向けた取り組みを推進する。また、汚泥の有効活用、下水道の広域処理などについても検討を進める。
23	再掲	下水道ポンプ場等の機器の遠隔・集中監視	合流ポンプ場遠隔・集中監視方式を導入し、運転体制の効率化を図る。
24		市営住宅管理戸数の今後のあり方	今後の人口・世帯数の動向や建替え需要の変化などを踏まえ、現在管理している約33,000戸の市営住宅について、管理戸数等の今後のあり方を検討するとともに、長寿命化工事を導入して長期使用化を図ることにより、単年度あたりの建替え事業費の削減を図る。

NO	再掲	項目	内容
25	再掲	港湾施設の有効活用	耐用期限が近づき更新が必要となる太刀浦コンテナターミナル設置のガントリークレーンについて、新規購入の代わりに、小倉コンテナターミナル設置のクレーンを移設し再活用するとともに、更新経費の大幅軽減を図る。
26		消防局庁舎の施設保守業務の見直し	消防局庁舎の施設保守委託業務について、専門業者に仕様書、積算書の総合的なコンサルを依頼し、業務内容の適正化を図ることでコストの削減を図る。
27	再掲	浄水場における空調機点検業務の見直し	浄水場における空調機点検業務について、機器の性能の向上を考慮し、点検周期の見直しを行う。
28	再掲	給水装置検査補助業務の見直し	給水装置検査補助業務について、業務量に応じた委託要員の効率的配置を図る。
29	再掲	計測器点検業務委託の見直し	浄水場の計測器の点検業務委託について、実作業工程を考慮し、歩掛の見直しを行う。
イ 医療費の伸びの抑制			
1	再掲	介護給付費の適正化の推進	介護サービスの量は確保されたものの、質の向上が新たな課題となってきたため、県と連携した事業者への実施指導やケアプランチェックなど「保険請求の適正化」を実施するとともに、従事者研修や介護サービス相談員の派遣などを実施することによる「質の向上による適正化」、給付費通知や市民啓発など「利用者の理解による適正化」を行う。
2		医療費の伸びの抑制	医療費の伸びを抑えるため、引き続き適正な受診指導やレセプト点検を実施していくとともに、市民センターを拠点とした健康づくり事業や健康診査受診率の向上など、「健康づくり」事業を中心とした保健医療の取り組みを積極的に推進する。 また、医療費の現状や課題について、出前講演など、あらゆる機会を通して市民の理解を求めるとともに、関係者との連携を深め、全市を挙げて取り組む体制を整備する。
ウ 公共工事のコスト縮減			
1		公共工事コストの縮減	公共工事のすべてのプロセスに対して継続的な見直しを行い、さらなる公共工事のコスト縮減を図る。

NO	再掲	項 目	内 容
エ 補助金等の見直し			
1		地域総括補助金の導入促進・内容充実	事業ごとに各地域団体に対して交付している既存の補助金を可能な限り一本化し、「地域総括補助金」として受け入れ体制の整ったまちづくり協議会に交付する。
2		納税貯蓄組合補助金の廃止	組合数や組合加入者が大幅に減少するとともに、口座振替の普及によってより安全で便利な納税方法も確保されている状況などから、納税貯蓄組合への補助金を廃止する。
3	再掲	外郭団体への補助金の削減	外郭団体の内部管理経費の見直しや自主財源の確保を図るとともに、経営評価や外部監査の報告等を踏まえ、運営補助金の削減を図る。
4		障害者支援団体等への補助金の見直し	北九州精神障害者家族会連合会、北九州市障害者施設協議会および北九州市障害児施設連盟への補助金について、必要性や他団体との整合性などの観点から廃止する。
5		社会福祉協議会への補助金等の見直し	北九州市社会福祉協議会に対する補助金等について、組織体制等の見直しに伴い削減する。
6		自主的衛生管理システム（HACCP）講習会にかかる運営補助金の廃止	食の安全を確保するため（社）北九州市食品衛生協会が実施している自主的衛生管理システム（HACCP）講習会について、衛生管理手法の普及に伴い、講習会にかかる運営補助金を廃止する。

「北九州市経営改革大綱」用語集

50音順

【外郭団体】

北九州市の出資又は出えん（以下「出資等」という。）状況や本市からの財政的及び人的支援の状況から判断して、本市が主体的に指導・調整を行う対象としている法人。

【公債費】

地方自治体が地方債を借り入れた際に定められた条件に従い、毎年度償還する元金および利子の総額。

【公営企業】

地方公共団体の経営する公益的な事業。特に地方公営企業法の適用される上下水道・工業用水道・軌道・自動車運送・鉄道・電気・ガス事業。

【公民パートナーシップ（PPP）】

これまで行政が独占してきた公共サービスについて、民間委託化やPFI方式、施設貸与、定期借地など、より幅広く民間手法を活用し、市民や民間事業者、NPO等と協働してサービスを提供しようとする考え方。

PPPは、Public Private Partnership の略。

【サンセット方式】

組織・制度あるいは事業などで、あらかじめ実施期間を明示しておくこと。

【仕事シェイプアップ作戦】

「削るべきところは削り、強めるところは強める」を基本姿勢として仕事をゼロベースで見直し、それによって生み出された余力（マンパワー）を強化すべき分野等にシフトするという北九州市独自の行革の取り組み。

（平成6～7年度 約2,200項目 約52億円の削減効果）

【市場化テスト】

これまで「官」が独占してきた「公共サービス」について、「官」と「民」が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担っていくこととする制度。

【指定管理者制度】

公の施設（体育施設、福祉施設、観光施設等）について、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、その管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに経費の削減等を図ることを目的とした制度。

【スクラップ・アンド・ビルド】

行政機構における膨張抑制の方法のひとつ。組織や事業の新設にあたっては、同等の組織、事業の廃止を条件とすること。

【定期借地権】

契約期限が来た時に契約の更新がなく、建物を取り壊して更地にして返還する必要がある借地権。契約期間の延長がなく、立退料の請求もできない。

【道州制】

現行の都道府県制度を廃止して、複数の都道府県を統合した面積・人口・経済規模を持つ広域自治体をつくり、自立のための権限を与える制度。

【特別会計】

一般会計とは別に、特別の経理を行うための会計。地方公共団体は、条例でこれを設置することが可能。

【ネーミングライツ】

主に施設などにおいて、スポンサー名を冠する権利。命名権。

【法定外目的税】

特定の使用目的や事業の経費とするために、地方税法に定められていない税目を、各地方自治体が条例を定めて設ける税。

【PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）】

公共事業、公共サービスの分野に民間企業の資金やノウハウを導入することにより、自治体の財源負担の軽減を図るとともに、民間の活性化を促す事業手法。

【有料バナー広告】

ホームページに掲載する企業等の有料の広告。

【ランニングコスト】

施設や機器、システムの保守、管理に必要な経費。運転資金。

【レセプト点検】

医療機関から提出される被保険者の診療に要した経費の明細が記入されたレセプト（診療報酬明細書）を点検すること。

【ワンストップ化】

申請・届出等手続きに際し、複数箇所又は複数回にわたって行政機関を訪れることが必要なものについて、オンライン化等により、その箇所又は回数の減少を進め、究極的には1箇所又は1回の申請・届出等手続きにより、各種の行政サービスの提供を受けることができるようにすること。

北九州市経営改革大綱

北九州市総務市民局経営企画室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

Tel 093 - 582 - 2160